

朝霧川水系河川整備基本方針（案）^{1) 2)} 概要

注：数字）・・・・・・参考資料の“専門用語の説明”を参照

■流域及び河川の概要～朝霧川はこんな川～

朝霧川は、その源を伊川谷長坂の台地に発し、明石市の中央部を流れ、播磨灘へと注ぐ二級河川³⁾です。朝霧2号橋付近～奥山橋付近の約1kmの区間では現川と地下河川の2層河川となっています。

流域⁴⁾の面積は、約3.7km²と兵庫県内の水系の中でも小規模な河川です。

流域の土地利用は、約8割が市街地となっており、全域において、大規模な土地造成が行われており、市街化が顕著です。

河川環境については、ミミズハゼ、カワゴカイ属等の魚類、底生動物が生息し、セグロセキレイ等の鳥類が採餌の場として利用しています。また、寄洲には重要種であるハンゲショウ等の植生がみられます。

治水については、昭和42年7月台風7号による水害で多くの家屋浸水被害が生じ、平成3年度より河道改修が実施されました。

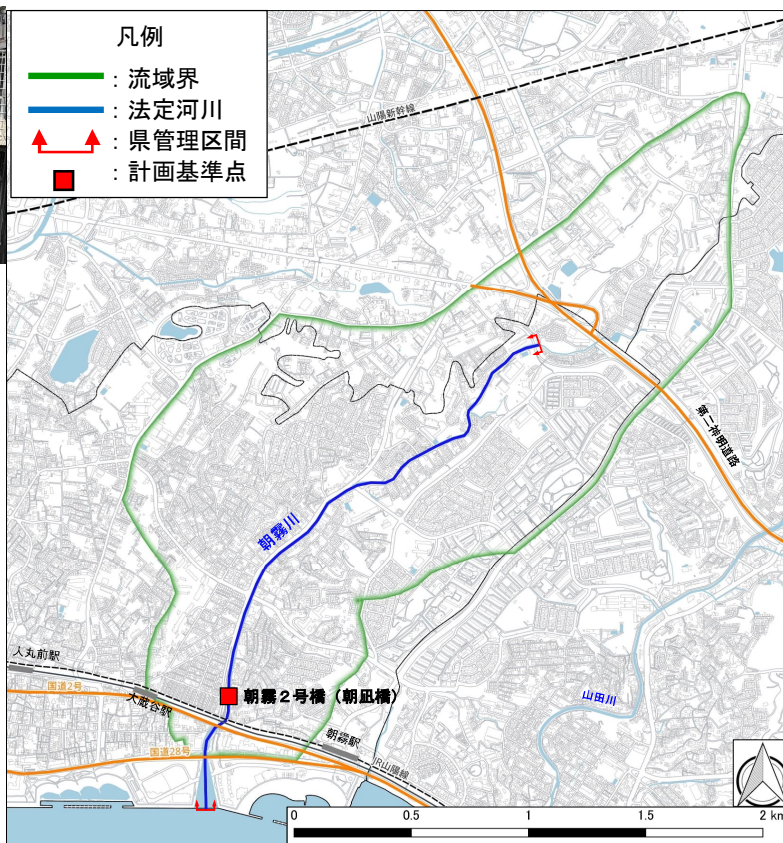
また、昭和50年より高潮対策事業により防潮堤が整備されました。



河川の様相（朝霧2号橋付近）



位置図



流域図

■河川の総合的な保全と利用に関する基本方針～川づくりの方向性～

“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針¹⁶⁾に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や神戸市および明石市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ります。

〔朝霧川の川づくりについては、治水・利水・環境・維持管理それぞれに関して、以下の方針に沿って進めていきます。〕

治水

◆計画規模⁵⁾の降雨で発生する洪水⁶⁾等に対して、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努め、浸水被害の防止・軽減を図る。

（気候変動により予測される将来の降雨量の増加や海面上昇を考慮）

◆計画規模を超える洪水等に対しては、「流域対策」や「減災対策」を住民や関係機関と連携して推進し、被害の軽減を図る。

流域対策の例：森林の適正管理、公園等における雨水貯留浸透機能の確保

減災対策の例：避難訓練、ハザードマップ⁸⁾の周知・活用、情報伝達体制の充実

利水

◆河川の適正な利用・流水の正常な機能の維持を図るため必要に応じて流況の把握に努める。

◆新たな水需要が発生したときは、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

◆渇水や震災時等には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるよう配慮する。

環境

◆関係機関・沿川住民と連携して生態系・自然環境の保全や創出を図る。

◆治水上支障のない範囲での堆砂土砂の存置や、捨石などによる多孔質の環境の整備など、可能な限り河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、周辺環境と調和した河川環境の保全と創出に努める。

◆地域住民と連携し、周辺の環境や河川利用者の安全確保に配慮した河川空間の創出に努める。

◆流域全体で水質保全に努める。

維持管理

◆河道や河川管理施設については、洪水が安全に流下するよう適正な維持管理を行う。

◆橋梁等の許可工作物については、治水・利水・環境相互に支障を来すことなく河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

◆動植物の生息・生育環境の保全と安定的に水を利用できるように、関係機関との連携のもと、流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持・向上するため、住民の水質に対する意識の啓発に努める。

◆河川に関する情報を地域住民等に提供して、地域財産としての意識や大雨時の危険性に対する意識を醸成する。

■河川整備の基本となるべき事項～工事を計画するときの将来目標～

◆朝霧川 <計画基準点⁹⁾：朝霧2号橋（朝風橋）>

計画流量

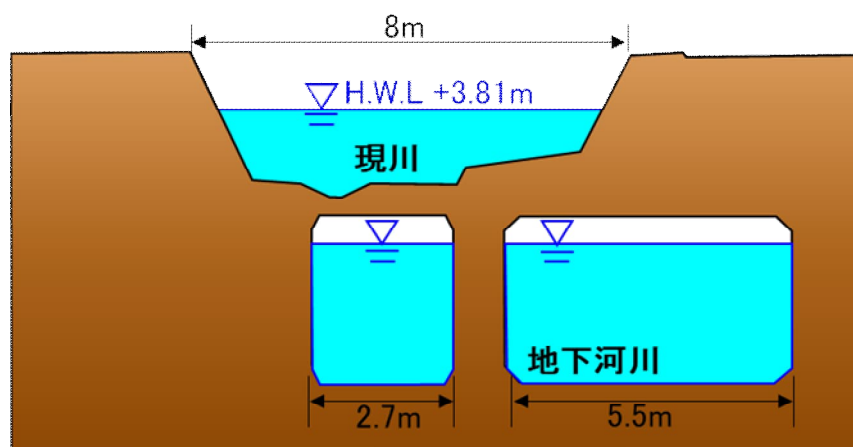
基本高水の ピーク流量 ¹⁰⁾	洪水調節施設 ⁷⁾ による調節流量	河道への 配分流量 ¹²⁾
95m ³ /s	—	95 m ³ /s

播 単位：m³/s
磨 ← 95 朝霧川
灘 ■朝霧2号橋
流量配分図

計画高水位と川幅

河口からの 距離(km)	計画高水位 ¹¹⁾ (T.P. ¹³⁾ m)	川幅 (m)
0.50	3.81	8

注) T.P.：東京湾平均海面



計画横断

流水の正常な機能を維持するために必要な流量¹⁴⁾¹⁵⁾

流況の把握、その他河川及び流域における諸調査を行う等、引き続きデータの蓄積に努め、今後、さらに調査検討を行ったうえで決定します。